令和6年2月9日 第23号

旦過地区土地区画整理事業

□□ 経済 ニュース ~ つなげよう 未来の旦過市場へ ~

【発行】北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室 〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町 1 - 3 5

電話:093-511-7123/Fax:093-511-7120 E-mail: ken-kantaketanga@city.kitakyushu.lg.jp

第7回旦過地区土地区画整理審議会が開催されました!

第7回旦過地区土地区画整理審議会が令和6年2月2日に開催されました。 今回の審議会では、ステップ 1、ステップ 2 の移転補償及び工事の着手に必要 な平面換地対象者の仮換地指定についてご審議いただきました。

第7回土地区画整理審議会の開催結果

【開催日時】令和6年2月2日(金)15時00分~16時10分

【場 所】 北九州市立商工貿易会館501会議室

者】 委員6名、市職員 | 2名 計 | 8名 【出 席

【主 な 内 容】 ●諮問Ⅰ 仮換地指定について

●諮問2 保留地の決定について

●諮問3 仮換地指定の使用収益開始日について ⇒ 原案 どおり 可決

●諮問4 仮換地指定の軽微な変更について ⇒ 原案どおり可決

⇒ 原案どおり可決

⇒ 原案どおり可決

※審議会とは

施行地区内の地権者の代表として、施行者(市)に対し、仮換地の指定等について意見を述べる とともに、保留地の決定などについて同意を行う権限を有しています。

【審議会の様子】



<諮問内容の説明>



<答申書の受け渡し>

神嶽川旦過地区整備室では、関係者の皆様へ事業に ついての情報提供を行っています。質問等がござい ましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

北九州市 建設局 河川部 神嶽川旦過地区整備室 【電話:093-511-7123】

市のホームページで過去の 区画整理ニュースも公開中!



スマートフォンで QRコードを 読み取って下さい。

★ お 知 ら せ ★

◆ 第1回仮換地指定と保留地の決定について

※仮換地指定とは

平面換地の土地の位置、面積などを書面で権利者の方に通知することです。

※仮換地指定の効果

平面換地に移転する権利者の移転補償契約が締結できます。

また、従前地の使用収益を停止したのち、工事に着手することができます。

※ただし、すぐに土地が使えなくなるわけではなく、移転補償契約後の明け渡しまでは 従前地は使用可能です。

今回、仮換地指定の対象の方には、仮換地指定通知書を同封しています。

